

虐待防止・対応マニュアル

株式会社 RUN-UP

1. 虐待とは

子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

児童虐待の定義(児童虐待防止法より引用)

- I 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- II ネグレクト 子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やけがの治療を受けさせない、乳児が泣いていても無視するなどの行為のこと。
- III 心理的虐待 児童に対し、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返して使って傷つけること。
- IV 性的虐待 児童にわいせつな行為すること、またはさせること。

2. 虐待における施設としての役割

児童虐待防止法第5条には、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

①虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ・専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める。
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する。

②虐待の早期発見

- ・心身ともに、子どもの様子・変化を見逃さないようにする。
- ・家庭との連携を行う。
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を定期的に行う。

③虐待が発生している家庭への援助

- ・施設責任者を含む職員一同チームで対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、愛されているという実感を持てるように関わる。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先に考え、関わりや見守りの中でかすかな変化に気が付き、速やかに
関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・子育ての不安や悩みには、共に考え気づきを援助する。
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく。

3. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

◎子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none">・不自然な傷(あざ・やけど)がよく見られる・治療していない傷がある・身長や体重の発達が著しくよくない・身体が非常に汚れている
表情	<ul style="list-style-type: none">・人の顔色をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる・怯えた泣きかたをする・保護者と離れると安心した表情になる

行動	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつや昼食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる ・警戒心が強い ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的な言動がみられる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来ても喜ばず、帰りたがらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・職員を試したり、独占したがる、異常に甘える ・職員や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・職員や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服がいつも不潔である ・理由なく長期間欠席している

◎保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的である ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・子どもに対して冷淡・または無関心である ・子どもに能力以上のことを要求する ・食事を与えない ・子どものケガなどに対する説明や欠席の説明が不自然である
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に交流がなく孤立している ・夫婦間の暴力が認められる ・経済的に不安定である ・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・連絡が取りづらい

4. 関係機関との連携のながれ

- ①虐待に気づいた人には、市町村へ通報の義務がある。施設としての早期の対応や支援が、虐待されている児童だけでなく、虐待している職員や保護者が抱える問題の解決に繋がるため、虐待の疑いがある時点で関係機関へ通報する。
- ②関係機関に電話連絡し、対応について協議する。(虐待でないと確認できるまでは虐待事案として対応する)
- ③情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体でチームとなって対応していく。

5. 関係機関連絡先一覧

機関名	受け付け内容
栃木県南児童相談所	栃木県が設置する児童相談所です。児童相談所とは、子供や家庭に対する効果的な援助を行うことによって、子供の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置されている都道府県や政令指定都市の機関です。
栃木県障害者権利擁護センター	<ul style="list-style-type: none">・使用者による障害者虐待の通報又は届出の受理・市町間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言等・障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援についての相談及び相談を行う機関の紹介・障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動
下野市社会福祉課 (虐待防止センター)	子育てに関する悩みや児童虐待に関する相談・通告を受け付けています。
宇都宮地方法務局 「子どもの人権 110番」	いじめ、体罰、虐待など子どもの人権問題について受け付けています。

<p>児童相談所虐待対応ダイヤル「189」 (いちはやく)</p>	<p>児童相談所虐待対応ダイヤルは、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに全国共通の番号によって管轄の児童相談所につながる仕組みです。通告・相談した人やその内容に関する秘密は守られます。匿名で通告・相談する事もできます。</p> <p>※令和元（2019）年12月3日（火）より通話料が無料になりました。</p>
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------